

原子力施設等におけるトピックス
(令和6年1月29日～2月4日)

令和6年2月7日
原子力規制庁

○令和6年1月29日～2月4日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和6年1月29日～2月4日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
2月2日	日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	原子炉建屋2階北西側天井部電線管付近の火花及び焦げ跡らしきものの確認について	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス
該当なし

<その他>
該当なし

(別紙)東海第二発電所 原子炉建屋2階北西側天井部電線管付近の火花及び焦げ跡らしきものの確認について(事業者公表資料)



2024年2月5日
日本原子力発電株式会社

**東海第二発電所 原子炉建屋2階北西側
天井部電線管付近の火花及び焦げ跡らしきものの確認について
【続報】**

当社、東海第二発電所[※]は2月2日10時05分頃、原子炉建屋2階北西側（管理区域）において、当社社員及び協力会社社員が作業に伴い、原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）室に入室し、天井照明用スイッチを入れたところ、天井部の電線管付近から火花を確認しました。このため、直ちに当該スイッチを切とし、火花が無くなったことを確認しました。また、10時16分に当社から公設消防に通報しました。

なお、火花が確認された電線管には、一部開口（約2cm）が認められ、天井付近には焦げ跡らしきものが確認されています。

11時20分に、現場を確認した公設消防より、今後、電線管の内部を確認した上で火災・非火災の判断を行うとの説明を受けました。

本事象による東海第二発電所の施設への影響はありません。また、放射性物質の漏えいはなく、環境への影響はありません。その他、人の汚染や被ばく、人身災害もありません。

（2024年2月2日お知らせ済み）

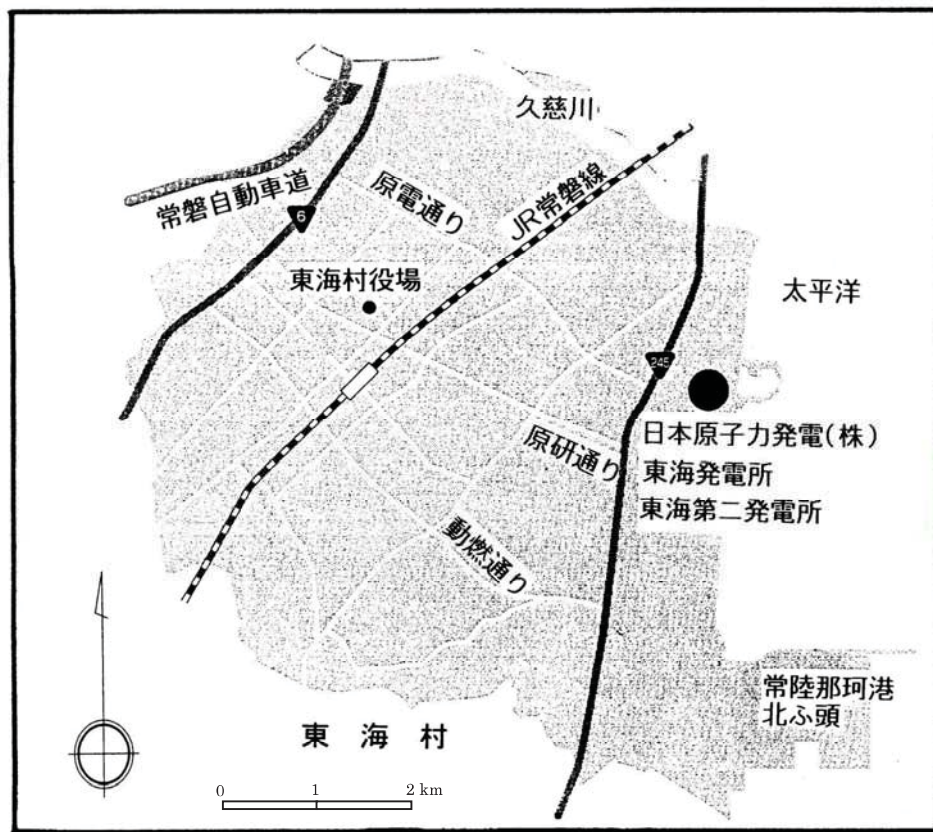
当社は、本日14時40分に公設消防より、当該電線管内部のケーブルの被覆が炭化していることから、本事象は火災と判断した旨の説明を受けました。

今後、火災が発生した原因を調査してまいります。

※：沸騰水型軽水炉、定格電気出力110万キロワット。第25回定期事業者検査中。

以上

日本原子力発電株式会社 東海・東海第二発電所 位置図



発生場所位置図



東海第二発電所原子炉建屋 2 階北西側天井部電線管 写真



当該赤枠部分に
焦げ跡を確認



左図拡大図：電線管に穴を確認



電線管の寸法：約 19 mm

入にした電源スイッチ

原子炉建屋 2 階 原子炉冷却材浄化系ポンプ (A) 室